

# 熊本市公報

## 第 1353 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務課  
発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

#### 規 則

○熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則（規則第 54 号）	818
--	-----

#### 告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 336 号）	821
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 337 号）	821
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 338 号）	822
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（告示第 339 号）	822
○放置自動車防止条例による廃物等の認定（告示第 341 号）	823
○放置自動車防止条例による廃物等の認定（告示第 342 号）	823
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 343 号）	823
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 344 号）	824
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 345 号）	824
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 346 号）	824
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 347 号）	824
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定更新（告示第 348 号）	825
○平成 24 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 349 号）	825
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止（告示第 350 号）	825
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 351 号）	825
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 352 号）	826
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 353 号）	826
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 354 号）	826
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 355 号）	826
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 356 号）	827
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 357 号）	827
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 358 号）	827
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 359 号）	827
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 360 号）	828
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 362 号）	828
○差押解除通知書及び交付要求解除通知書の公示送達（告示第 363 号）	828
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 364 号）	829
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 365 号）	829
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 366 号）	829

○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 367 号) .....	829
○平成 24 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (告示第 368 号) .....	830
○平成 24 年度介護保険料督促状の公示送達 (告示第 369 号) .....	830
○平成 24 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達 (告示第 370 号) .....	830
○認可地縁団体の変更届出事項の訂正 (告示第 371 号) .....	831
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達 (告示第 372 号) .....	831
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 373 号) .....	831
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 375 号) .....	832
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 376 号) .....	833
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 378 号) .....	833
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物 (告示第 379 号) .....	834
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 380 号) .....	834
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定 (告示第 381 号) .....	835
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 382 号) .....	835

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 350 号) .....	835
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 351 号) .....	836
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 352 号) .....	836
○熊本市立五丁保育園の民営化に伴う引受法人の募集 (公告第 353 号) .....	836
○農用地利用集積計画の変更及び縦覧 (公告第 357 号) .....	837

## 中 央 区

○住民票の職検消除 (中央区告示第 8 号) .....	837
------------------------------	-----

## 南 区

○住民票の職権消除 (南区告示第 4 号) .....	837
-----------------------------	-----

## 上下水道局

○熊本市上下水道局収納事務のコンビニエンスストア等への委託に関する規程の廃止 (上下水道局規程第 14 号) .....	837
○熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程 (上下水道局規程第 15 号) .....	838
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収区域の決定 (上下水道局告示第 27 号) .....	838
○公共下水道の供用開始 (上下水道局告示第 28 号) .....	839
○排水設備指定工事店の指定 (上下水道局告示第 29 号) .....	840
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収区域の決定 (上下水道局公告第 23 号) .....	840

## 教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催 (教委告示第 8 号) .....	841
----------------------------------	-----

## 農業委員会

○熊本市農業委員会会議の招集 (農委公告第 4 号) .....	842
----------------------------------	-----

<b>規 則</b>
------------

規 則 第 54 号

平成 25 年 5 月 15 日

熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市保育所における保育等に関する規則（昭和 62 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第 2 階層	第 1 階層及び第 4 - 1 階層から第 7 階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,500 円	3,000 円
第 3 階層		市町村民税課税世帯	11,500 円	8,200 円
第 4 - 1 階層	第 1 階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	10,000 円未満	16,000 円	12,500 円
第 4 - 2 階層		10,000 円以上 40,000 円未満	25,500 円	22,000 円
第 5 階層		40,000 円以上 103,000 円未満	34,500 円	29,000 円
第 6 階層		103,000 円以上 413,000 円未満	47,000 円	30,000 円
第 7 階層		413,000 円以上	51,000 円	32,000 円

」

を

「

第 2 階層	第 1 階層及び第 4 - 1 階層から第 8 階層	市町村民税非課税世帯	4,000 円	3,000 円
第 3 - 1 階層	までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）	10,000 円	7,500 円
第 3 - 2 階層		所得割の額のある世帯	12,000 円	9,500 円
第 4 - 1 階層	第 1 階層を除き、前年度の所得税課税世帯	10,000 円未満	16,000 円	12,000 円
第 4 - 2 階層	であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000 円以上 25,000 円未満	22,500 円	20,000 円
第 4 - 3 階層		25,000 円以上 40,000 円未満	27,500 円	24,500 円
第 5 - 1 階層		40,000 円以上 55,000 円未満	33,000 円	28,000 円
第 5 - 2 階層		55,000 円以上 78,000 円未満	34,500 円	28,500 円
第 5 - 3 階層		78,000 円以上 103,000 円未満	38,000 円	29,000 円
第 6 - 1 階層		103,000 円以上 150,000 円未満	45,000 円	29,500 円
第 6 - 2 階層		150,000 円以上 260,000 円未満	47,000 円	30,500 円
第 6 - 3 階層		260,000 円以上 413,000 円未満	50,000 円	31,000 円
第 7 - 1 階層		413,000 円以上 570,000 円未満	53,000 円	32,000 円

第 7 - 2 階層	570,000 円以上 734,000 円未満	55,000 円	32,500 円
第 8 階層	734,000 円以上	58,000 円	33,000 円

」

に改め、同表備考第 1 項を次のように改める。

- この表における「均等割の額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定を適用せず、かつ、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成 23 年 7 月 15 日付け雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。次項において「平成 23 年厚生労働省通知」という。）の規定によって計算するものとする。）の額をいう。ただし、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

別表備考第 2 項中「「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成 23 年 7 月 15 日付け雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を「平成 23 年厚生労働省通知」に改める。

#### 附 則

- この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後行われる保育所における保育の実施に係る徴収金について適用し、同日前に行われた保育所における保育の実施に係る徴収金については、なお従前の例による。

<b>告 示</b>
------------

告示第 336 号

平成 25 年 5 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
6 月 3 日（月）	東区役所 託麻総合出張所 公民館玄関前
	託麻東
6 月 4 日（火）	J A 熊本市 東部支店 倉庫前
	託麻北
6 月 5 日（水）	J A 熊本市 小山戸島支店 資材置場前
	託麻西・託麻南・長嶺
6 月 5 日（水）	月出小学校 体育館前
	月出・山ノ内

※ 受付時間 午前 10 時から正午まで・午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

## (1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

## (2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多いため又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

## (3) 検査期間

平成 25 年 6 月 3 日（月）から平成 25 年 11 月 29 日（金）まで

告示第 337 号

平成 25 年 5 月 1 日

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9557	ホスピタ通所介護 熊本市南区御幸笛田七丁目1 5番3号	医療法人桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番 1号 理事長 西川 朋希	平成25年 5月1日	通所介護
437010 9557	ホスピタ通所介護 熊本市南区御幸笛田七丁目1 5番3号	医療法人桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番 1号 理事長 西川 朋希	平成25年 5月1日	介護予防通 所介護

告示第 338 号

平成 25 年 5 月 1 日

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9565	訪問介護ステーション メロ ディー 熊本市北区龍田二丁目3-2 3	有限会社誠心会 熊本市北区室園町10-53 代表取締役 佐藤 幸記	平成25年 5月1日	訪問介護
437010 9565	訪問介護ステーション メロ ディー 熊本市北区龍田二丁目3-2 3	有限会社誠心会 熊本市北区室園町10-53 代表取締役 佐藤 幸記	平成25年 5月1日	介護予防訪 問介護

告示第 339 号

平成 25 年 5 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
うさぎ薬局 春日店	熊本市西区春日七丁目1 6-7	平成25年5月1日 ～ 平成31年4月30日
長嶺そよかぜクリニ ック	熊本市東区月出六丁目5 -130	平成25年5月1日 ～ 平成31年4月30日
新屋敷在宅クリニッ ク	熊本市中央区新屋敷二丁 目13-12	平成25年5月1日 ～ 平成31年4月30日
さくら調剤薬局 月 出店	熊本市東区月出六丁目5 -126	平成25年5月1日 ～ 平成31年4月30日

株式会社大賀薬局 帯山店	熊本市中央区帯山八丁目 2番5号	平成25年5月1日 ~ 平成31年4月30日
-----------------	---------------------	------------------------

告示第 3 4 1 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例30号）第17条第2項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 放置場所	市営東本町団地 駐車場				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
	ニッサン テラノ	小型 自動車	黒	熊本500 ろ870	WBYD 210555 90
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分頃				
4 保管場所	熊本市				
5 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2362				

告示第 3 4 2 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例30号）第17条第2項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示します。

熊本市長 幸 山 政 史

1 放置場所	南区富合町清藤465番地1				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
	ダイハツ ミラ	軽自動 車	紺	なにわ50 た8417	L700S 01270 78
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分頃				
4 保管場所	熊本市				
5 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2362				

告示第 3 4 3 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした泉ヶ丘校区第1町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。



熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「川元 興賢 熊本市東区広木町8番12号」を「川上 正宏 熊本市東区広木町19番11号」に改める

告 示 第 3 4 4 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした画図第7町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「田中 譲 熊本市東区画図町下無田84番地」を「西堀 豊 熊本市東区画図町下無田114番地1」に改める

告 示 第 3 4 5 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした託麻北校区第1町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「古谷 正行 熊本市東区上南部一丁目10番33号」を「南部 久敏 熊本市東区上南部一丁目16番68号」に改める

告 示 第 3 4 6 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした託麻東校区第7町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「大塚 一則 熊本市東区戸島本町12番121号」を「米満 捨幸 熊本市東区戸島六丁目11番56号番地」に改める

告 示 第 3 4 7 号

平成 2 5 年 5 月 2 日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした弓削町自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「藤本 貢 熊本市東区弓削町745番地6」を「宇野 長壽 熊本市東区鹿埴瀬町762番地」に改める

## 告 示 第 3 4 8 号

平成 2 5 年 5 月 7 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定を更新したので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定(更新)年月日	サービスの種類
4370105886	ヘルパーステーション さわらび 熊本市北区龍田町弓削 8 6 4 - 1	社会福祉法人 熊本菊寿会 熊本市北区龍田町弓削 8 6 4 - 1 理事長 山田 千恵子	平成 2 5 年 5 月 1 7 日	訪問介護
4370105886	ヘルパーステーション さわらび 熊本市北区龍田町弓削 8 6 4 - 1	社会福祉法人 熊本菊寿会 熊本市北区龍田町弓削 8 6 4 - 1 理事長 山田 千恵子	平成 2 5 年 5 月 1 7 日	介護予防訪問介護

## 告 示 第 3 4 9 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

平成 2 4 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 4	市県民税	過 5 期	平成 2 5 年 5 月 3 1 日	1 人

## 告 示 第 3 5 0 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370105928	J A 熊本市居宅介護支援事業所 熊本市中央区南熊本一丁目 7 番 2 6 号	熊本市農業協同組合 熊本市中央区南熊本一丁目 7 番 2 6 号 代表理事組合長 宮本 隆幸	平成 2 5 年 4 月 3 0 日	居宅介護 支援

## 告 示 第 3 5 1 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした梶尾自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「田尻 弘記 熊本市梶尾町120」を「田尻 正弘 熊本市北区梶尾町108番地1」に改める。

告 示 第 3 5 2 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした川上校区第5町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所

「熊本市北区小糸山町777-8」を「熊本市北区小糸山町780番地1」に改める。

代表者の氏名及び住所

「甲斐 周一 熊本市北区小糸山町777-8」を「中山 英昭 熊本市北区小糸山町780番地1」に改める。

告 示 第 3 5 3 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした西里校区第20町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「古田 猛 熊本市北区下碓川町351番地」を「岡本 直人 熊本市北区下碓川町469番地4」に改める。

告 示 第 3 5 4 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした北部東校区第6町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「藤本 博 熊本市北区鶴羽田四丁目13番15号」を「島崎 政広 熊本市北区鶴羽田町1115番地2」に改める。

告 示 第 3 5 5 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした内目自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字轟 1 番地から 1 2 9 9 番地までの区域とする。」を「熊本市北区植木町轟 1 番地から 1 2 9 9 番地までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字轟 3 0 4 番地 2」を「熊本市北区植木町轟 3 0 4 番地 2」に改める。

告 示 第 3 5 6 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした山城自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「龍田 盛勝 熊本市北区植木町田底 8 9 4 番地 1」を「右田 裕人 熊本市北区植木町田底 8 7 5 番地」に改める。

告 示 第 3 5 7 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした古閑自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「上田 義春 熊本市北区植木町古閑 1 2 1 0 番地 1」を「春田 幸博 熊本市北区植木町古閑 9 番地 2」に改める。

告 示 第 3 5 8 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした長浦区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「上田 康雄 熊本市北区植木町滴水 3 3 8 番地 2」を「坂井 義照 熊本市北区植木町滴水 3 4 8 番地 1」に改める。

告 示 第 3 5 9 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした市尾自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「狩野 一秀 熊本県鹿本郡植木町大字富応 1 1 1 4 番地」を「青木 伸博 熊本市北区植木町富応 1 5 7 8 番地 1 8」に改める。

告 示 第 3 6 0 号

平成 2 5 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした後古閑自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「清田 澄生 熊本県鹿本郡植木町大字後古閑 8 3 番地」を「赤星 博史 熊本市北区植木町後古閑 6 番地」に改める。

告 示 第 3 6 2 号

平成 2 5 年 5 月 9 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4 3 7 0 1 0 9 5 7 3	デイサービス七福神熊本北 熊本市北区兎谷一丁目 3 番 3 号	有限会社三基 熊本市中央区上林町 1 番 2 5 号 取締役 高橋 省悟	平成 2 5 年 5 月 7 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 5 7 3	デイサービス七福神熊本北 熊本市北区兎谷一丁目 3 番 3 号	有限会社三基 熊本市中央区上林町 1 番 2 5 号 取締役 高橋 省悟	平成 2 5 年 5 月 7 日	介護予防 通所介護

告 示 第 3 6 3 号

平成 2 5 年 5 月 9 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 8 0 条第 2 項第 2 号の規定に基づく差押解除通知書の送達及び第 8 4 条第 3 項の規定に基づく交付要求解除通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

- 2 送達をする書類名

差押解除通知書

交付要求解除通知書

## 告 示 第 3 6 4 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

介護保険法第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 9 0 1 0 1 3 2 9	箱根崎ホームヘルプステーション 「にーよん」 熊本市北区植木町植木 9 7 - 3	医療法人 滄溟会 熊本市北区植木町正清 8 8 8 理事長 中原 紘嗣	平成 2 5 年 5 月 1 0 日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 告 示 第 3 6 5 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

介護保険法第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 9 0 1 0 1 3 3 7	小規模多機能型居宅介護事業所 ヴィラ・九品寺 熊本市中央区九品寺三丁目 9 番 5 号	社会福祉法人 明芳会 熊本市東区長嶺南四丁目 1 2 番 6 5 号 理事長 荒木 功	平成 2 5 年 5 月 1 1 日	小規模多機能型居宅介護
4 3 9 0 1 0 1 3 3 7	小規模多機能型居宅介護事業所 ヴィラ・九品寺 熊本市中央区九品寺三丁目 9 番 5 号	社会福祉法人 明芳会 熊本市東区長嶺南四丁目 1 2 番 6 5 号 理事長 荒木 功	平成 2 5 年 5 月 1 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護

## 告 示 第 3 6 6 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした北部東校区第 7 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「成松 國隆 熊本市鶴羽田二丁目 8 番 3 9 号」を「井出 征一郎 熊本市北区鶴羽田二丁目 1 2 番 3 9 号」に改める。

## 告 示 第 3 6 7 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした西里校区徳王町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定に

より次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所

「熊本市北区徳王一丁目 1-19」を「熊本市北区徳王一丁目 12-53」に改める。

代表者の氏名及び住所

「野島 國男 熊本市北区徳王一丁目 1-19」を「岩下 司 熊本市北区徳王一丁目 12-53」に改める。

告 示 第 3 6 8 号

平成 25 年 5 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	3 月期	786 人
	2 月期	12 人
	1 月期	2 人
	1 2 月期	1 人
	1 1 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 5 月 19 日

告 示 第 3 6 9 号

平成 25 年 5 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市介護保険条例第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	3 月期	160 人
	2 月期	5 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 5 月 19 日

告 示 第 3 7 0 号

平成 25 年 5 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成24年度	3月期	14人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年5月19日

告 示 第 3 7 1 号

平成25年5月10日

平成24年10月2日付け告示第762号で告示した内容（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定による認可地縁団体の変更届出事項）を、次のように訂正する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

【誤】

区域

「鹿本郡植木町大字滴水175番地の2から滴水2277番地の3」を「熊本市北区植木町滴水175番地の2から滴水2277番地の3」に改める。

【正】

区域

「鹿本郡植木町大字滴水175番地の2から滴水2278番地の11」を「熊本市北区植木町滴水175番地の2から滴水2278番地の11」に改める。

告 示 第 3 7 2 号

平成25年5月10日

平成25年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成25年度	介護保険料	4月期	平成25年5月31日	公示送達者 65人 (登載省略)
		5月期	平成25年5月31日	
		6月期	平成25年7月1日	
		7月期	平成25年7月31日	

告 示 第 3 7 3 号

平成25年5月13日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所



- ア 平成25年4月2日 手取エリア、銀座通り、中央区本山町、辛島エリア、新市街エリア、上通り
- イ 平成25年4月3日 手取エリア、銀座通り、新市街エリア、並木坂、辛島エリア、上通りエリア、中央区白山一丁目6、北区武蔵ヶ丘一丁目9
- ウ 平成25年4月4日 北区八景水谷一丁目11、辛島エリア、新市街エリア、中央区水道町、上通り、銀座通り、手取エリア
- エ 平成25年4月5日 北区立田八丁目15、中央区国府四丁目5
- オ 平成25年4月8日 手取エリア、銀座通り、新市街エリア、辛島エリア、中央区水道町、上通りエリア
- カ 平成25年4月9日 東区新生一丁目18、東区榎町13、辛島エリア、手取エリア、銀座通り、新市街エリア、上通り、並木坂、中央区水道町
- キ 平成25年4月11日 辛島エリア、手取エリア、銀座通り、並木坂、上通りエリア、新市街エリア
- ク 平成25年4月12日 西区池田四丁目27
- ケ 平成25年4月15日 手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、新市街エリア、中央区水道町、並木坂、上通りエリア
- コ 平成25年4月17日 銀座通り、新市街エリア、辛島エリア、崇城大駅前、上通り、並木坂、中央区水道町、手取エリア

(2) 保管の場所 平成第二自転車保管所

(3) 保管の期間 平成25年8月13日まで

2 移動・保管台数

自転車 230台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第二自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第375号

平成25年5月14日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした芳野校区1町内自治会から、同条11項の規定する変更の届があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「河野 尊義 熊本市西区河内町岳5番地1」を「西村 洋一 熊本市西区河内町野出1619番地4」に改める。

## 告 示 第 3 7 6 号

平成 25 年 5 月 14 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした春日校区 13 町内自治会から、同条 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の住所

「熊本市春日一丁目 8 番 14-304 号」を「熊本市西区春日一丁目 8 番 14-304 号」に改める。

主たる事務所

「熊本市春日一丁目 8 番 14-304 号」を「熊本市西区春日一丁目 8 番 14-304 号」に改める。

## 告 示 第 3 7 8 号

平成 25 年 5 月 14 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

## (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 4 月 18 日 武蔵塚駅周辺、健軍ピアクレス、中央区坪井三丁目 9、東区長嶺南三丁目 10

イ 平成 25 年 4 月 19 日 西区上熊本一丁目 7、東区石原一丁目 7、辛島エリア、新市街エリア、銀座通りエリア、手取エリア、並木坂、上通エリア

ウ 平成 25 年 4 月 22 日 東区健軍三丁目 39、本荘駐輪場

エ 平成 25 年 4 月 23 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、水道町エリア、上通エリア

オ 平成 25 年 4 月 24 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、新市街エリア、熊本城須戸口門、水道町エリア

カ 平成 25 年 4 月 25 日 崇城大駅前、健軍駐輪場、健軍変電所前橋駐輪場

## (2) 保管の場所 平成第二自転車保管所

## (3) 保管の期間 平成 25 年 8 月 14 日まで

## 2 移動・保管台数

自転車 213 台

## 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

## 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

## 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第二自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 3 7 9 号

平成 2 5 年 5 月 1 5 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
4 月 1 6 日	はり札等	2	龍田・戸島	4 月 1 7 日
4 月 2 3 日	はり札等	4	麻生田	4 月 2 4 日
	立看板等	1	下南部	
4 月 2 6 日	はり札等	2	小峯	4 月 2 7 日
4 月 3 0 日	はり札等	1	長嶺	5 月 1 日
5 月 2 日	はり札等	3	荒尾・近見	5 月 3 日
5 月 7 日	はり札等	1 6	武蔵ヶ丘・楠	5 月 8 日
5 月 1 0 日	はり札等	6	水前寺	5 月 1 1 日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3 - 1）				

告 示 第 3 8 0 号

平成 2 5 年 5 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした麻生田校区第 2 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

「(3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。」を「(3) 麻生田校区第二町内公民館の設置運営及びその他の財産の維持管理に関すること。」に改める。

解散の事由

「地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。」を「地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。」に改める。

告 示 第 3 8 1 号

平成 2 5 年 5 月 1 5 日

介護保険法第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101 345	風流街もやい館 グループホーム 五福 熊本市中央区細工町四丁目 3 4-1	医療法人社団 宮本会 熊本市中央区細工町四丁目 2 1 番地 理事長 宮本 康志	平成 2 5 年 5 月 1 4 日	認知症対応型 共同生活介護
4390101 345	風流街もやい館 グループホーム 五福 熊本市中央区細工町四丁目 3 4-1	医療法人社団 宮本会 熊本市中央区細工町四丁目 2 1 番地 理事長 宮本 康志	平成 2 5 年 5 月 1 4 日	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護

告 示 第 3 8 2 号

平成 2 5 年 5 月 1 5 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした河内校区第 1 町内自治会から、同条 1 0 項前段の規定に基づいて告示した事項に変更があったとして届出があったので、同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「釘本 秋則 熊本市西区河内町河内 1 1 8 1 番地」を「濱口 博雅 熊本市西区河内町河内 1 4 5 4 番地」に改める。

## 公 告

公 告 第 3 5 0 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区小山四丁目 1 2 6 9 番 1  
1, 6 1 8. 1 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区楡木三丁目 8 番 1 5 3 号  
金子 喜久男

## 公 告 第 3 5 1 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区川口町字惟重 2 6 7 1 番  
2 4 6 . 4 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区川口町 2 6 6 9 番地 6  
内村 公一

## 公 告 第 3 5 2 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区今町字山代 2 3 3 番  
7 5 8 . 1 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号  
株式会社 川崎ハウジング  
代表取締役 若林 和彦

## 公 告 第 3 5 3 号

平成 2 5 年 5 月 1 3 日

熊本市立五丁保育園の民営化に伴う引受法人の募集にあたり、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 民営化の手法  
民間誘導型の民設・民営方式  
※ 公立保育所の近隣に民間保育所を誘導し、公立保育所を廃止するもの
- 2 応募資格  
既存の社会福祉法人、学校法人又は社会福祉法人を新たに設立する者
- 3 応募条件等
  - (1) 公募対象地域  
西里小学校区のうち、釜尾町、徳王町、徳王一、二丁目、下硯川一、二丁目の全域及び貢町、和泉町、下硯川町の一部の地域
  - (2) 公募対象保育所定員 9 0 人
  - (3) 開設時期 平成 2 7 年 4 月 1 日
  - (4) 引受条件 登載省略
- 4 応募手続き
  - (1) 募集要項等の配付  
ア 期 間 平成 2 5 年 5 月 1 3 日（月）から平成 2 5 年 7 月 5 日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
イ 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 場所 熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課（市役所本庁舎10階）

エ 配布物 募集要項等

※ 募集要項及び申請様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

(2) 説明会の実施について

ア 日時 平成25年5月24日（金）午後2時から

イ 場所 市役所10階会議室

(3) 応募書類の受付及び提出書類

ア 期間 平成25年7月8日（月）から平成25年7月12日（金）まで

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課（市役所本庁舎10階）

エ 提出部数 9部（正本1部・副本8部） ※副本はコピー可

公告第357号

平成25年5月15日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、平成25年度熊本市農用地利用集積計画第2号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

## 中央区

中央区告示第8号

平成25年5月15日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年5月10日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

## 南区

南区告示第4号

平成25年5月2日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年4月15日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

## 上下水道局

上下水道局規程第14号

平成25年5月15日

熊本市上下水道局収納事務のコンビニエンスストア等への委託に関する規程を廃止する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局収納事務のコンビニエンスストア等への委託に関する規程を廃止する規程  
熊本市上下水道局収納事務のコンビニエンスストア等への委託に関する規程（平成 16 年水道局規  
程第 3 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 15 号

平成 25 年 5 月 15 日

熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局会計規程（平成 21 年上下水道局規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「預金及び小切手その他現金に代わるべき証書」を「及び預金」に改め、同条  
第 2 項中「有価証券」を「令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する小切手等その他金銭に代わるべき  
証券」に改める。

第 28 条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 36 条第 3 項第 1 号中「もの」を「者」に、「収納事務受託者」を「徴収事務等受託者」に改め、  
同条第 4 項中「納入通知書を亡失し」を「企業出納員は、納入通知書を亡失し」に改める。

第 37 条第 1 項中「収納事務受託者」を「徴収事務等受託者（以下「企業出納員等」という。）」  
に改め、同条第 2 項第 2 号中「収納事務受託者」を「徴収事務等受託者」に改める。

第 37 条の 2 中「収納事務受託者」を「徴収事務等受託者」に改める。

第 38 条の見出し中「収納金」の次に「の取扱い」を加える。

第 40 条を削る。

第 39 条中「当該金融機関」を「当該出納取扱金融機関等」に改め、同条を第 40 条とし、同条の  
前に次の 1 条を加える。

（徴収事務等受託者の徴収金等の取扱い）

第 39 条 徴収事務等受託者は、水道事業等の業務に係る公金を徴収し、又は収納したときは、令第  
26 条の 4 第 2 項に規定する計算書を添えて、その徴収し、又は収納した公金を管理者があらかじめ  
指定する期日までに管理者又は出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

第 43 条の見出しを「（小切手の支払地の区域）」に改め、同条第 1 項中「令第 21 条の 3 第 1 項  
第 1 号」を「小切手に係る令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を削る。

第 44 条第 1 項を次のように改める。

納入義務者が納付しようとする小切手が次の各号のいずれかに該当するときは、企業出納員等は、  
当該小切手が令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に該当するものであっても、その受領を拒絶しな  
ければならない。

(1) 振出日から起算して 5 日を超えるとき。

(2) 支払人が熊本市手形交換所に加入している金融機関及び当該金融機関に手形交換を委託してい  
る金融機関以外の者であるとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示第 27 号

平成 25 年 5 月 1 日

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成 17 年条例第 26 号）に基づく区域  
外流入に係る分担金の徴収区域を決定したので、同条例第 3 条の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、平成 25 年 5 月 1 日から同月 14 日まで熊本市上下水道局給排水設備課に備え付けて、一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 徴収区域

東区	戸島西五丁目の一部
西区	城山半田四丁目及び中原町の各一部
南区	城南町碓、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町舞原、富合町榎津、富合町清藤、富合町木原、富合町古閑、富合町志々水、富合町新、富合町田尻、富合町廻江及び御幸笛田六丁目の各一部
北区	植木町広住及び硯川町の各一部

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局給排水設備課（熊本市上下水道局別館 1 階）

3 縦覧書類

平成 25 年徴収区域地番一覧

上下水道局告示第 28 号

平成 25 年 5 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 5 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 25 年 5 月 1 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 東部処理区

中央区出水七丁目、東区画図町大字重富、東区戸島西五丁目、東区平山町、東区下江津五丁目及び東区上南部一丁目の各一部

(2) 南部処理区

南区野口二丁目の一部

(3) 西部処理区

西区松尾町上松尾、西区上代一丁目、西区上代五丁目、西区沖新町、西区中島町、西区小島三丁目、西区域山下代三丁目、西区域山半田四丁目、西区島崎六丁目及び南区八分字町の各一部

(4) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区龍田五丁目、北区龍田町弓削及び北区楠野町の各一部

(5) 富合処理区

南区富合町清藤及び南区富合町志々水の各一部

(6) 植木処理区

北区植木町植木、北区植木町広住、北区植木町岩野及び北区植木町滴水の各一部

(7) 城南処理区

南区城南町舞原の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式



## 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 5 3 6 番  
東部浄化センター
- (2) 南部処理区  
南区元三町四丁目 1 番 1 号  
南部浄化センター
- (3) 西部処理区  
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号  
西部浄化センター
- (4) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
- (5) 富合処理区  
宇土市高柳町 1 3 8  
宇土市終末処理場
- (6) 植木処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
- (7) 城南処理区  
南区城南町島田 4 3 8 番地  
城南町浄化センター

上下水道局告示第 2 9 号

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 6 9 6 号	熊本市東区若葉五丁目 2 番 3 号 有限会社協和ガス器材 代表取締役 矢野 勉	平成 2 5 年 5 月 8 日

上下水道局公告第 2 3 号

平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 0 年条例第 4 6 号）に基づく受益者負担金の平成 2 5 年度賦課対象区域を定めたので、同条例第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

その関係書類は、平成 2 5 年 5 月 1 日から同月 1 4 日まで熊本市上下水道局給排水設備課に備え付けて、一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

## 1 賦課対象区域

中央区	出水八丁目の一部
東区	石原町、画図町大字重富、画図町大字所島、画図東一丁目、江津一丁目、江津二丁目、江津三丁目、小山五丁目、下江津一丁目、下江津二丁目、下江津五丁目、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島西二丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、中江町、平山町、弓削町及び吉原町の各一部
西区	池田一丁目、池田二丁目、池上町、沖新町、小島五丁目、小島八丁目、小島九丁目、春日五丁目、春日七丁目、上代一丁目、上代七丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目、島崎三丁目、島崎五丁目、島崎七丁目、城山下代三丁目、城山下代四丁目、城山半田一丁目、城山半田三丁目、城山半田四丁目、城山薬師一丁目、高橋町二丁目、谷尾崎町、戸坂町、中島町、中原町、野中一丁目、花園二丁目、花園七丁目及び松尾町上松尾の各一部
南区	荒尾一丁目、出仲間二丁目、出仲間五丁目、出仲間六丁目、島町五丁目、白藤三丁目、城南町碓、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、砂原町、田井島二丁目、田井島三丁目、土河原町、鳶町一丁目、富合町榎津、富合町御船手、富合町杉島、富合町廻江、野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、八分字町、南高江三丁目、御幸笛田七丁目及び良町五丁目の各一部
北区	麻生田二丁目、池田三丁目、植木町岩野、植木町植木、植木町小野、植木町広住、兎谷三丁目、大窪四丁目、梶尾町、鹿子木町、清水町大字室園、下硯川一丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田五丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田陳内四丁目、龍田町弓削、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目、徳王町、徳王二丁目、楡木三丁目、楡木四丁目、飛田二丁目、飛田四丁目、貢町、明德町、四方寄町及び植木中央土地区画の各一部

## 2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局給排水設備課（熊本市上下水道局別館 1 階）

## 3 縦覧書類

平成 25 年度賦課対象区域地番一覧

## 教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 8 号

平成 25 年 5 月 10 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

## 1 日時

平成 25 年 5 月 16 日（木） 午後 2 時から

## 2 場所

マスマニチュアル生命ビル 7 階 会議室

## 3 議案

- (1) 熊本市立図書館設置条例の一部改正について
- (2) 熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- (3) 熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について
- (4) 平成 25 年度熊本市一般会計 6 月補正予算（教育費）について
- (5) 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について

- (6) 熊本市立野外教育施設運営協議会委員の委嘱について
- (7) 熊本市社会教育委員の委嘱について
- (8) 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (9) 熊本市奨学生の採用について

#### 4 報告

- (1) 「熊本市立小中学校 心のアンケート」(いじめ等に関するアンケート) について (結果報告)
- (2) 平成 26 年度管理職採用選考試験について
- (3) 公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
- (4) 情報セキュリティ手順書の改定について
- (5) 特別史跡「熊本城跡」についての報告について
- (6) 旧細川刑部邸開館時間延長について
- (7) 第 4 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (8) 広報広聴関係について

## 農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 4 号

平 成 2 5 年 5 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 25 年 5 月 8 日 (水) 午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
  - 第 2 号議案 競売買受適格証明願 (耕作目的 : 会許可分)
  - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 5 号議案 競売買受適格証明願 (転用目的)
  - 第 6 号議案 土地改良法第 3 条による資格証明願
  - 第 7 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (2 号)
  - 第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 その他